【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年10月15日【会社名】いちご株式会社【英訳名】Ichigo Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 長谷川 拓磨 【最高財務責任者の役職氏名】 常務執行役財務本部長 坂松 孝紀 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

確認書

1【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長長谷川拓磨及び常務執行役財務本部長坂松孝紀は、当社の第26期中(自2025年3月1日 至 2025年8月31日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。